

**「子どもの最善の利益が図られるための  
子ども施策総合推進法案」(仮称) 骨子素案 (未定稿)  
【通称 子ども総合基本法】**

**第一 総則**

**一 目的**

この法律は、子どもの最善の利益が図られるとともに、その人権が保障され、社会全体で子どもの育ちを支援する社会を実現するため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本的施策等、子ども省の設置の検討等を定めることにより、子ども施策を総合的に推進することを目的とすること。

**二 定義**

この法律において「子ども施策」とは、子育て、教育、福祉、保健、医療、雇用、少子化対策その他の分野における子どもに関する施策をいい、子どもが成人になった後の関連する施策を含むものとする。

**三 基本理念**

子ども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。

- ① 全ての子どもの最善の利益が図られることを前提として行うこと。
- ② 全ての子どもの命を守り、その生存と安全を保障すること。
- ③ 全ての子どもの教育を受ける権利を生まれ育った環境にかかわらず保障するとともに、その成長する環境を整えること。
- ④ 全ての子どもの人権を保障し、子ども一人一人が個人としての尊厳が重んぜられ、その意見を十分に尊重しなければならないこと。
- ⑤ 全ての子どもが不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ⑥ 子どもが成人になった後についても①から⑤までの事項の趣旨を踏まえて行うこと。

**四 国の責務**

国は、基本理念にのっとり、子ども施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

**五 地方公共団体の責務**

地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域内における子ども施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

**六 国民の責務**

国民は、子どもの最善の利益が図られるとともに、その人権が保障され、社会全体で子どもの育ちを支援する社会の実現に寄与するよう努めなければならないこと。

**七 法制上の措置等**

政府は、基本理念にのっとり、子ども施策を策定し、及び実施するため必要な法制上、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第二 基本的施策等

### 一 予算の確保

国及び地方公共団体は、我が国の国内総生産の額に占める子ども施策に係る公費の支出の割合が諸外国に比べ低いことをも踏まえ、子ども施策に係る十分な予算を確保するものとする。

### 二 児童手当の拡充等

国は、社会全体で全ての子どもの育ちを支援するため、次に掲げる事項を旨として児童手当の拡充等を行うものとする。

- ① 全ての子育て世帯に対して支給すること（今国会で成立した「子ども・子育て支援法及び児童手当法改正法」による特例給付の一部廃止の復活。）。
- ② 高等学校等卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子どもを支給対象に拡大すること。
- ③ 独立して生計を営む子どもに対する経済的支援の在り方についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

### 三 子どもの貧困対策

- 1 国及び地方公共団体は、子どもの現在及び将来が保護者の経済的困難その他の生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、1の施策を講ずるに当たっては、将来において達成すべき子どもの貧困率についての具体的な削減目標を設けるものとする。

### 四 低所得者世帯の子育ての支援

国は、経済的に困難な状況にある低所得者世帯の子育てに係る負担の軽減を図るため、次に掲げる事項を旨として児童扶養手当の制度を改めるものとする。

- ① 児童の属する全ての低所得者世帯に対して支給すること。
- ② 支給する手当の額を増額すること。

### 五 養育費の支払いの確保等

国及び地方公共団体は、親の離婚後における子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、親の離婚後における子どもについての扶養義務の履行の確保のため、離婚後に子どもを監護しない親が支払うべき当該子どもの養育に必要な費用の支払の確保のための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 六 妊娠、出産、育児及び子どもの成長に関する切れ目のない支援

国及び地方公共団体は、家族等を取り巻く環境の変化、多胎妊娠、多子世帯に係る課題等に対応し、希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、妊娠、出産、育児及び子どもの成長に関する医療、福祉、保健、子育て及び教育に係る支援が切れ目なく行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

## 七 不妊治療に係る支援

国及び地方公共団体は、希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、不妊治療に係る費用の負担の軽減、休暇制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 八 待機児童に関する問題の解消等

- 1 国及び地方公共団体は、待機児童に関する問題の早急な解消のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、子ども・子育て支援の水準の向上を図るため、保育・幼児教育等従業者の人材を確保するために保育・幼児教育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 九 仕事と子育ての両立が可能な環境の整備

国及び地方公共団体は、子どもの保護者の仕事と子育ての両立が可能な環境の整備を行うため、適正な労働時間の確保、子どもその他の家族のための休暇制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 十 児童虐待の防止等

- 1 国及び地方公共団体は、虐待によって子どもの生命等が侵害され、又はその心身の成長や人格の形成が阻害されることのないよう、子どもに対する虐待（性的虐待を含む。）の防止及び早期発見、虐待を受けた子どもの保護等のための必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、虐待、事故、犯罪、災害その他の子どもの生活に危害を及ぼす事象において死亡した子どもの死亡の原因を明らかにするための調査を関係機関の連携の下で行う体制の整備その他の当該事象における子どもの死亡の防止を図るために必要な施策を講ずるものとする。

## 十一 社会的養護の拡充等

- 1 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた子ども等の社会的養護に関し、特別養子縁組その他の養子縁組、里親への委託等により家庭における養育が確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、1のほか、社会的養護ができる限り家庭的な環境において確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、社会的養護を要する子ども及びケアリーバー（児童養護施設の退所者等の社会的養護に係る措置解除者等をいう。）が学び、成長し、自立するための支援、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 十二 特別の支援を必要とする子どもが学び成長するための支援、環境の整備等

国及び地方公共団体は、障がい児、発達障がい児、医療的ケア児その他の特別の支援を必要とする子どもが特別の支援を必要としない子どもと同様に学び成長するための支援、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 十三 ヤングケアラーの負担を軽減するための支援

国及び地方公共団体は、ヤングケアラーの負担を軽減するため、ヤングケアラーの属する家庭の家事の支援、ヤングケアラーに対する相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 十四 学校教育に係る支援等

- 1 国及び地方公共団体は、全ての子どもの教育を受ける権利を生まれ育った環境にかかわらず保障するため、義務教育諸学校における学校給食の無償化、高等学校等の全ての生徒に係る授業料等の無償化、大学等における授業料等の減免措置の拡充、給付型奨学金の拡充等による修学支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、全ての子どもがきめ細やかな教育を受けられるよう、小学校等のほか中学校、高等学校等における少人数の児童又は生徒による学級の編制その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 十五 いじめの防止

国及び地方公共団体は、いじめによって子どもの生命、心身及びその教育を受ける権利等が侵害され、又はその成長や人格の形成が阻害されることのないよう、いじめの防止及び早期発見並びにいじめを受けた子どもに対する心身のケアその他のいじめへの対処等のための必要な施策を講ずるものとする。

### 十六 子どもが性犯罪及び性暴力の当事者とならないための取組

国及び地方公共団体は、子どもが性犯罪及び性暴力の被害者、加害者及び傍観者とならないようにするために子どもの発達段階に応じて必要な教育、啓発、相談支援等が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

### 十七 子どもの居場所の確保

- 1 国及び地方公共団体は、学校が子どもの生活において多くの時間を過ごす場所であるという観点から子どもが学校で安心して過ごせるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、子どもが成長する過程に応じて安全で安心な居場所を確保するため、児童館等の児童厚生施設の整備、放課後児童健全育成事業、子どもの学習・生活支援事業、放課後等デイサービスその他の学校以外の子どもの居場所に係る施策の子どもの成長する過程に応じた総合的な策定、中学校、高等学校等の生徒等の居場所の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 十八 修学及び就業のいずれもしていない子ども及び若者の支援

国及び地方公共団体は、中学校卒業後又は高等学校中退後に修学及び就業のいずれもしていない子ども及び若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対して必要な支援が行われるよう、それらの者の実態の把握のための措置、子ども・若者育成支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 十九 高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用

国及び地方公共団体は、子育て、教育、福祉その他の分野において高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用が図られるよう必要な施策を構ずるものとする。

## 二十 子どもの権利利益を保護する機能を有する独立性が確保された機関の設置

国及び地方公共団体は、子どもの権利利益を保護するため、子どもの現状に関する調査、子どもの権利利益の代弁、行政機関に対する監視等の権限を有する独立性が確保された機関を設置するものとする。

### 第三 子ども省の設置の検討

#### 一 子ども省の設置の検討

政府は、子ども施策の総合的な推進を図るため、子ども省の設置について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

#### 二 子ども省が行う事務

次に掲げる事務を子ども省において行うものとし、政府は、一の検討を行うものとする。

- ① 子ども施策に関する行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ② 内閣府が所掌する事務のうち、次に掲げる事項に係るもの
  - i 青少年の健全な育成
  - ii 子ども・若者育成支援施策
  - iii 少子化の進展への対処
  - iv 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
  - v 認定こども園に関する制度
  - vi 大学等における修学の支援
  - vii 子どもの貧困対策
- ③ 文部科学省が所掌する事務のうち、次に掲げるもの
  - i 生涯学習に関すること。
  - ii 地方教育行政に関すること。
  - iii 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。）に関すること。
  - iv 学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に関すること。
  - v 社会教育に関すること。
- ④ 厚生労働省が所掌する事務のうち、次に掲げるもの
  - i 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の仕事と生活の両立に関すること。

- ii 児童の保育に関すること。
  - iii 児童の養護その他児童の保護及び虐待の防止に関すること。
  - iv 児童のある家庭の福祉の増進に関すること。
  - v 福祉に欠ける母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に関すること。
  - vi 児童の保健及び妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。
  - vii 障がい児の福祉の増進に関すること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、これらと一元的に行うことが政府全体の業務の効率化及び国民の利便性の向上に資する事務

#### **第四 子ども省設置推進本部（仮称）**

##### **一 設置**

子ども省の設置を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、子ども省設置推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。

##### **二 所掌事務**

本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

- ① 第三に基づいて子ども省の設置について検討を行うこと。
- ② ①のほか、子ども省の設置及び子ども省の設置に伴う国の行政機関の再編成で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

##### **三 組織**

本部は、子ども省設置推進本部長、子ども省設置推進副本部長及び子ども省設置推進本部員をもって組織すること。

##### **四 子ども省設置推進本部長**

- 1 本部の長は、子ども省設置推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てること。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督すること。

##### **五 子ども省設置推進副本部長**

- 1 本部に、子ども省設置推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てること。
- 2 副本部長は、本部長の職務を助けること。

##### **六 子ども省設置推進本部員**

- 1 本部に、子ども省設置推進本部員（以下「本部員」という。）を置くこと。
- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てること。

##### **七 資料の提出その他の協力**

- 1 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、

1の者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。

#### **八 事務**

本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理すること。

#### **九 主任の大臣**

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とすること。

#### **十 政令への委任**

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定めること。

### **第五 施行期日**

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第三及び第四は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。